

令和6年度
第3回八幡平市農業委員会総会
議 事 録

令和6年6月24日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員 会

令和6年度第3回八幡平市農業委員会総会議事録						
告 示 年 月 日	令和6年6月13日					
告 示 事 件	別紙告示写しのとおり					
招 集 年 月 日	令和6年6月24日					
招 集 場 所	八幡平市役所ホール棟大ホール					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	令和6年 6月24日 13時00分			議 長	立 柳 優
	閉 会	令和6年 6月24日 13時42分			議 長	立 柳 優
応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員 出 席 18名 欠 席 1名 凡 例 ○ 出 席 ▲ 欠 席 △ 遅 延 ● 退 席 × 不応招	議 席 番 号	委 員 氏 名	出欠席	議 席 番 号	委 員 氏 名	出欠席
	1	竹 田 憲 治	○	11	中 村 一 彦	○
	2	田 村 昭 雄	▲	12	竹 田 和 夫	○
	3	阿 部 正 光	○	13	工 藤 嘉 充	○
	4	菊 田 健 生	○	14	古 川 美枝子	○
	5	熊 澤 威 人	○	15	向久保 勉	○
	6	小山田 和 義	○	16	山 本 範 夫	○
	7	國 司 功	○	17	大 森 直 子	○
	8	松 村 勝 彦	○	18	三 浦 美恵子	○
	9	吉 田 晃	○	19	立 柳 優	○
	10	高 橋 栄 光	○			

議 事 録 署 名 委 員	議席番号 17 番	大森 直子	議席番号 18 番	三浦 美恵子
八幡平市農業委員会会議 規則第14条第1項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名	職 名	氏 名		
	事 務 局 長	工 藤 紀 之		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	立 花 浩		
	農地調整係長	佐々木 和 査		
	農地調整係主任	畑 肇		
	農地調整係主事	恩 賀 ひとみ		
議 事 次 第	別紙のとおり			
附 議 事 件	別紙、議事次第に同じ			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

1 開会（13時00分）

事務局（工藤事務局長）

それでは、ご起立願います。それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」
（礼）
（全員着席）

本日の委員の欠席となった委員の報告をします。総会資料の2ページをお開き願います。議席番号2番田村昭雄委員、所用のため、欠席となります。よって、現在の出席委員は19名中18名となっております。

本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第8条第1項により、会長が議長となります。
会長、それでは進行よろしくをお願いいたします。

議長（立柳会長）

ただ今から、令和6年度八幡平市農業委員会第3回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、19名中18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成り立ちます。

2 議事録署名人の選任

議長（立柳会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（立柳会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には、17番 大森直子 委員、18番 三浦美恵子 委員を指名します。

3 報告

議長（立柳会長）

次に、事務局から第4回運営委員会報告を行います。

事務局（立花事務局長補佐）

総会資料3ページをお開き下さい。

第4回運営委員会報告をいたします。

次第のとおり2項目の報告及び連絡、7項目の協議を行いました。

始めに報告・連絡となります。概要説明を致します。

次のページの左上、3報告・連絡事項となります。

1項目め。令和6年6月以降の主な会議(行事)等日程について

2項目め。 令和6年度第3回総会について

以上、2項目の内容について、事務局から説明を行いました。

続きまして、4協議事項となります。

協議内容の概要説明を致します。

協議事項1項目め。次回運営委員会の開催時間等について。協議を行った結果、7月10日午前9時30分に決定となりました。

2項目め。令和6年度農地パトロール（利用状況調査）の実施について。内容について協議を行ったところ、このページの下側に記載した通りとなりましたが、改めて本日の委員合同会議の説明事項の4項目めにて事務局より報告を行う事としております。

3項目め。令和6年度「農地の日」各地区の活動について。内容について協議を行ったところ、次のページの中ほどに記載した通りとなり、本日の農地の日活動出発式の実施となるものです。また、農地の日の各地区の活動を記載しておりますので、ご確認をお願いします。

4項目め。令和6年度目標地図及び地域計画の進捗状況について。内容について協議を行ったところ、次のページの上側に記載した通りとなりました。

5項目め。令和6年度農業委員・農地利用最適化推進委員ブロック別研修会の参加について。内容について協議を行ったところ、次のページの上側に記載した通りとなり、農業委員の皆様にご通知を致したところです。また、改めて本日の委員合同会議の報告・連絡事項の5項目めで事務局より説明を行うこととしております。

6項目め。令和6年度先進地視察研修の実施について。内容について協議を行ったところ、このページの中ほどに記載した通りとなりましたが、同じく本日の委員合同会議の報告・連絡事項の6項目めで事務局より説明を行うこととしております。

7項目め。任期満了前集合写真の撮影について。内容について協議を行ったところ、このページの中ほどに記載した通りとなりましたが、同じく本日の委員合同会議の報告・連絡事項の7項目めで事務局より説明を行うこととしております。

次のページの左上、5情報提供等となります。

運営委員から1件の質問が出され、事務局が情報提供を行いました。

続いて立柳会長より、1件の情報提供が行われました。

そのほかの内容については、後ほどご一読をお願いします。

以上、令和6年度第4回運営委員会において協議決定をしたので、運営委員会規程第8条に基づき報告します。令和6年6月24日 運営委員長 会長 立柳優。

以上となります。

議長（立柳会長）

ただ今の「第4回運営委員会報告」につきまして、何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。ご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

無いようですので、次に進みます。次に、農地法等に関する業務報告を行います。事務局。

事務局（佐々木農地調整係長）

それでは、総会資料の 10 ページをご覧ください。

令和 6 年 5 月 24 日から令和 6 年 6 月 23 日までの業務報告をさせていただきます。

かた括弧 1 番からかた括弧 4 番までは各種処理を行った件数になっておりますので、のちほどお目通しいただければと思います。

次に、かた括弧 5 番の総会案件に係る現地調査でございます。

現地調査の調査日は 6 月 14 日の金曜日でございます、7 件の現地調査を行いました。

当日の調査委員は、農業委員の 2 番委員田村昭雄委員、農業委員の 12 番委員竹田和夫委員、推進委員の西根南地区の 6 番委員工藤彰委員、推進委員の西根北地区の 5 番委員高橋末治委員、推進委員の松尾地区の 6 番委員高橋光廣委員の 5 名でございます。

また、事務局からは恩賀主事と私の 2 名が随行しております。

のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただ今の報告をもって割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、農地のあっせん申出状況を報告します。令和 6 年 5 月 24 日から令和 6 年 6 月 23 日までの間で、あっせんの申出は 10 件となっております。

それでは、業務報告は以上となります。

議長（立柳会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

無いようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ちまして、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問のある方は挙手の上、議長の許可を得てから議席番号・氏名を申し述べて質問をするようお願いいたします。また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

4 議事

議長（立柳会長）

それでは直ちに議案の審議を行います。

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第 25 条第 1 項を適用し、起立によるものとします。

○議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

議長（立柳会長）

議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（畑主任）

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の２ページをご覧ください。今月の申請は３件です。

申請番号１：大更第 25 地割 301 番地 1、田、324 平方メートルを含む 2 筆 1,030 平方メートルです。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が保全管理をしており、権利設定後は譲受人が野菜を作付予定です。

申請番号２：田頭第 15 地割 92、田、1,170 平方メートルを含む 2 筆 1,996 平方メートルです。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで 譲受人が保全管理をしており、権利取得後は譲受人がりんどうを作付予定です。

申請番号３：堀切第 10 地割 62、田、900 平方メートルを含む 3 筆 2,796 平方メートルです。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が水稻を作付しており、権利取得後も同様に作付予定です。

申請筆別明細は２ページの下の方のとおりです。併せて、関係資料の１ページに審査項目一覧表を記載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号 12 番 竹田和夫 委員にお願いします。

12 番（竹田委員）

12 番 竹田和夫です。

申請番号 1 番ですが、位置は、八幡平市立病院から北へ約 300m の地点です。現況は、保全されておりました。

申請番号 2 番ですが、位置は、田頭小学校から北西へ約 850m の地点です。現況は、保全されておりました。

申請番号 3 番ですが、位置は、平館小学校から約 800m 以内に点在しています。現況は、水稻が作付けされておりました。

いずれの農地も周辺農地と同様の作物・栽培方法で行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、許可相当と判断してまいりました。

以上です。

議長（立柳会長）

以上で、報告が終わりました。これより、議案第 1 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

15 番委員（向久保委員）

はい。

議長（立柳会長）

はい、向久保委員。

15 番委員（向久保委員）

15 番の向久保です。関係資料の 3 ページにて、「3 条 N o - 1」 2 つありますけどどっちが正解でしょうか？

事務局（佐々木農地調整係長）

こちらは事務局の作成ミスになります。大変失礼しました。3 ページの右側の方が「3 条 N o - 1」で、左側の方は「3 条 N o - 2」となります。訂正をお願いします。

議長（立柳会長）

ほかに、質疑・討論ありませんか？

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 1 号を採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第 2 号『農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

議長（立柳会長）

次に、議案第 2 号『農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の 4 ページをご覧ください。今月の申請は 2 件です。

関係資料 2 ページにあります申請一覧表も あわせてご覧ください。

申請番号 1 : 平笠第 20 地割 99、田、1,067 m²です。転用の目的は、賃貸借による会社駐車場の増設です。今回申請は、社員の増員により、申請地に隣接している既存駐車場では不足が生じたことから、増設の申請があったものです。申請地の農地区分は、第 1 種農地です。例外規定は 既存施設である会社工場敷地の拡張であることが確認されております。

申請番号 2 : 田の沢 52-1、畑、1,258 m²です。転用の目的は、売買による集落内の墓地駐車場及び資材置場の設置です。申請地に隣接している集落の墓地には駐車場がなく、路上駐車等がみられ、交通に支障が生じていることから、申請のあったものです。申請地の農地区分は、第 2 種農地です。例外規定は申請地以外に代替性がないことが確認されております。

各申請とも農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号 12 番 竹田和夫 委員にお願いします。

12 番（阿部委員）

12 番の竹田和夫です。

申請番号 1 番ですが、位置は平笠小学校から南西へ約 1.8km の地点です。現況は、保全されておりました。

申請番号 2 番ですが、位置は安代インターチェンジから北西へ約 2 km の地点です。現況は、保全されておりました。

いずれの農地も、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすおそれがないとして、許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（立柳会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第 2 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 2 号を採決します。本案について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（立柳会長）

よって、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』

議長（立柳会長）

次に、議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主事）

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の6ページをご覧ください。今月の申請は1件です。

関係資料2ページにあります申請一覧表もあわせてご覧ください。

申請番号1：松尾第3地割1-3、田、2.6㎡を含む2筆8.15㎡です。現況は、雑種地化しています。申請者は、農地法について把握しておらず、管理していた父が死亡後は不耕作となり、平成10年ころから放置していたということです。

今回申請は、農地法の適用を受けない土地として判断できると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号12番 竹田和夫 委員にお願いします。

12番（竹田委員）

12番の竹田和夫です。申請番号1番ですが、位置はJR松尾八幡平駅から北西へ約600mの地点です。現況は、雑草が生い茂り雑種地化しておりました。今回の農地も、非農地化されてから20年以上経過し、農地への復旧が困難であることから、許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（立柳会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第3号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第3号を採決します。本案について、証明願のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（立柳会長）

よって、議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第4号『農業振興地域整備計画の変更（随時見直し）に係る意見の決定について』

議長（立柳会長）

次に、議案第4号『農業振興地域整備計画の変更（随時見直し）に係る意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主事）

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の8ページをご覧ください。今月の協議案件は1件です。

関係資料2ページにあります申請一覧表もあわせてご覧ください。

今回案件は、農地転用の申請を目的とした農業振興地域整備計画の変更です。協議内容の一部は転用許可申請の内容に読み替えてご審議いただきますようお願いいたします。

申請番号1：大更第38地割270、田、2,576㎡です。変更内容は、農業用施設用地への用途変更で変更の目的は、牛舎の建設です。申請地の農地区分は、農用地域内農地です。例外規定は、農振法に規定された農用地利用計画の指定用途の一つである農業用施設です。

今回申請は農地法第5条第2項各号に該当しないため、農地転用許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号12番 竹田和夫 委員にお願いします。

12番（竹田和夫委員）

12番の竹田和夫です。

申請番号1番ですが、位置は、八幡平市総合運動公園から北東へ約3kmの地点です。現況は、保全されておりました。

今回農地は、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすおそれがないとして、転用許可相当と判断できるため農業振興地域整備計画の一部変更は、支障ないと判断してまいりました。以上です。

議長（立柳会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第4号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

8番委員（松村委員）

はい。

議長（立柳会長）

はい、松村委員。

8番委員（松村委員）

8番の松村です。

この田は斜めに傾斜のある田だと思いますが、そういうところに牛舎を建てる理由はあったのでしょうか？

事務局（佐々木農地調整係長）

法面は高いですが、建てる場所はほぼ地面と水平ですので、傾いて建てるわけではないので、そこは支障がない状況です。それから既存の建物と今回の牛舎が斜めに配置されますが、こちらは長澤畜産に何回か確認しましたが、このような配置で建てたいということでしたので、この設計となっております。

（総会後、松村委員に確認したところ、松村委員の現場の3筆の土地が段々に斜めになっているという認識であった。現在は全て水平になっている）

議長（立柳会長）

ほかに、質疑・討論ありませんか？

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第4号を採決します。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、議案第4号『農業振興地域整備計画の変更（随時見直し）に係る意見の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第5号『農用地利用集積計画の決定について』

議長（立柳会長）

次に、議案第5号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（畑主任）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の10ページをご覧ください。

今月の申請は31件で、全件新規の申請です。新規は、賃貸借権設定が11件で、そのうち中間管理機構を通した申請が10件、使用貸借権設定が19件で、そのうち中間管理機構を通した申請が18件です。

所有権移転は1件で、農業経営基盤強化促進法による所有権移転です。

まずは、賃貸借権設定です。

申請番号1番は松尾地区に係る申請です。

次に、使用貸借権設定です。

申請番号2番は西根北地区に係る申請です。

次に、所有権移転です。

申請番号3番は松尾地区に係る申請です。

次に、農地中間管理機構への転貸での賃貸借権設定です。

申請番号4番～5番は西根南地区に係る申請です。

申請番号6番～11番は西根北地区に係る申請です。

申請番号12番～13番は松尾地区に係る申請です。

次に、農地中間管理機構への転貸での使用貸借権設定です。

申請番号14番～19番は西根南地区に係る申請です。

申請番号20番～25番は西根北地区に係る申請です。

申請番号26番～29番は松尾地区に係る申請です。

申請番号30番～31番は安代地区に係る申請です。

申請筆別明細については、次の15ページ以降に記載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で、説明が終わりました。なお、農業委員会等に関する法律第31条及び八幡平市農業委員会会議規則第17条に規定する『議事の参与制限』に該当する案件について、これを先に審議いたします。

まずは、申請番号19番、21番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関す

る法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号13番 工藤嘉充 委員の退席を求めます。

(13番 工藤嘉充 委員 退席確認)

議長（立柳会長）

これより、申請番号19番、21番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり。)

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号19番、21番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（立柳会長）

よって、申請番号19番、21番の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号13番 工藤嘉充 委員の着席を求めます。

(13番 工藤嘉充 委員 着席確認)

議長（立柳会長）

これより、申請番号19番、21番を除く議案第5号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号19番、21番を除く議案第5号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、申請番号 19 番、21 番を除く議案第 5 号『農用地利用集積計画の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第 6 号『令和 6 年度八幡平市農業委員会活動計画について』

議長（立柳会長）

次に、議案第 6 号『令和 6 年度八幡平市農業委員会活動計画について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（立花事務局長補佐）

議案の 21 ページをお開きください。

（提案理由朗読後、内容説明）

ただ今から説明する内容につきましては、令和 6 年 5 月 24 日の第 2 回農業委員会議におきまして今年度の案として決定をいただいたものです。

それでは、案の内容について説明をします。

次のページとなります。別紙、令和 6 年度八幡平市農業委員会活動計画となります。

次のページをお開きください。ローマ数字Ⅰの基本方針でございます。

令和 5 年度の基本方針と大きな変更はございません。

次のページとなります。ローマ数字Ⅱの実施計画になります。

1 の会議の開催につきましては、新体制に移行した平成 30 年 9 月以降に開催をしている総会、運営委員会等となります。

続きまして 2 の研修、3 の国・県関係機関団体との連携を記載しております。

次のページをお開きください。4 の主な業務等につきましては、基本方針にもありましたとおり、（１）法令事務につきましては、農地業務あるいは農地等の利用関係、紛争処理業務等の透明性を確保し公平、公正に実施をすることとしております。

また、昨年の 4 月から施行されている、改正農業経営基盤強化促進法により、農業委員会の新たな役割として位置づけられた「⑤地域計画策定に向けた目標地図の作成」に関する項目を記載しております。

続きまして、（２）促進事務につきましては、このページから 27 ページにわたり①から⑨までそれぞれの業務を記載しております。なお、文章中の表につきましては令和 5 年度の確定数値及び令和 6 年度の目標数値を掲載しております。

以上で内容の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第6号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

ないようですので「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第6号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、議案第6号『令和6年度八幡平市農業委員会活動計画について』は、原案のとおり決定いたしました。

6 閉会（13時42分）

議長（立柳会長）

以上をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は全て終了しました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和6年度第3回八幡平市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

事務局（工藤事務局長）

ご起立願います。

それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」。

（礼）

大変ご苦勞様でした。ありがとうございました。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

令和6年7月25日

会 長 _____

17 番委員 _____

18 番委員 _____

令和 6 年度

第 3 回八幡平市農業委員会総会

日 時 令和 6 年 6 月 24 日（月）午後 1 時 00 分～
場 所 八幡平市役所ホール棟大ホール

次 第

- 1 開 会
- 2 議事録署名人の選任
- 3 報 告
 - （1） 第 4 回運営委員会報告
 - （2） 農地法等に関する業務報告
- 4 議 事
 - 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について
 - 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について
 - 議案第 3 号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について
 - 議案第 4 号 農業振興地域整備計画の変更（随時見直し）に係る意見の決定について
 - 議案第 5 号 農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第 6 号 令和 6 年度八幡平市農業委員会活動計画について
- 5 閉 会